動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話（鉄電）千葉 2935・2936番
（2）043（222）7207番

94.12.26 No. 117

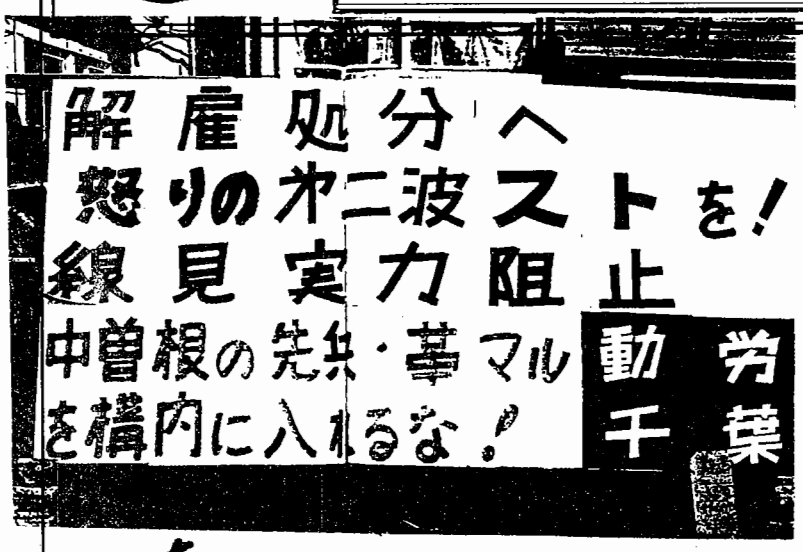

第2波控訴審 (12/10)

全員の解雇撤回を

中野委員長 JR体制を徹底批判

一二月二〇日、一四時より、東京高裁八一二号法廷において、八六年二月の第二波スト公労法解雇事件の控訴審公判が開かれ、業務移管の不当性、解雇者の現況などが、中野委員長から改めて明らかにされた。

中野委員長の証言は、まず動労千葉弁護団の主尋問から始まり、最初に八六・三ダイ改の業務移管の狙いが動労千葉の影響力を排除するための労務政策で行なわれ、成田支部が解体状況に追い込まれたこと。

また、清算事業団側が主張する「出勤戦術」については、そもそも列車を止めるためにストを行なうのであり、「出勤」するとう戦術などそもそも存在しない、と清算事業団の主張を完全に圧倒する証言を行なった。

さらに、分割・民営化そのものが破綻について、長期債務増加、貨物会社の赤字への転落、ローカル線の切捨てなど、全てが破綻しており、動労千葉が行なったストライキの正当性を主尋問の最後に訴えた。

清算事業団側の反対尋問は、確認書の問題で、動労千葉がいかにも「闘争」を行なったとうデタラメなことを言い出す始末で、これを中野委員長に一蹴され、反論らしい反論もできずに終了した。

八名中五名の解雇無効に続き、残る全員の解雇撤回に向けてさらに闘いを強化しよう！

95年を JR総連解体 大攻勢の年に。

『JR東日本の満五七歳原則出向 攻撃を断じて許すな！』

JR東日本は、一二月一九日、現行、満五五歳としている原則出向について、来年四月以降、満五七歳原則出向と見直すとする提案を行なってきた。

表面上は、満五七歳まで原職で働けることとなるが、実際は、賃金減額等の労働条件の改悪だけでなく、原職の過重労働を満五七歳まで強要し、早期退職勧奨に道を拓くものとなっている。

しかしながら提案された出向制度では、満五五歳から基本給は、百分の八十へと減額される。つまり五五歳以上の高齢者は、原職で同様に働きながら、賃金を減らされ、過重労働に耐えなければならないのだ。これは五七歳までの間に身の振り方をきめろというに等しい。

首切り攻撃に直撃される高齢者

何よりも問題なのは、この満五七歳原則出向攻撃が高齢者を直撃することだ。

とりわけ現在でさえ、JRの職場は「過労死」や「突然死」が顕在化するなど問題があるうえに、とりわけ運転士の勤務については、内外勤の限定免許化によって高齢者対策は切り捨てられ、動乗勤改悪後、長時間拘束の過重労働が強制されているなど、とても五〇歳以上の高齢者が安心して働ける条件のものではない。この満五七歳原則出向制度の導入は、高齢者に対して死か退職かを選べとする悪辣なものなのだ。

また満五七歳原則出向を制度化するのであれば、少なくとも満五七歳までは、原職として定期昇給・ベアを保障すべきものである。

拡大する早期退職の選択肢！

要は、五〇歳あるいは五五歳での特別加算金を選択して退職するか、ニューライフプランAコースを選択するか、五七歳となっての特別加算金での退職か、または五七歳時でのニューライフプランBコースを選択しての「五九歳」での退職を希望するか、そして五七歳以上で出向に行くかというのだ。

満五九歳で退職が強要される ニューライフプランBコース

とりわけここで問題なのは、現行のニューライフプランBコースが改悪され、定年の六〇歳が休職満了日ではなく、「五九歳」が休職満了日＝退職となるなど、六〇歳定年前での叩きだしとなっていることなのだ。

実に、早期退職勧奨＝首切りの選択肢をより広げた中身と見なければならない。

この満五七歳原則出向攻撃は、背景にある二進も三進もいかない出向先、膨大な五五歳到達者を想定して出されてきている。まさに分割・民営化の矛盾を、高齢者切り捨ての首切り攻撃によって乗り切ろうとすることに他ならない。

さらに許せないのは、JR総連東労組が、この満五七歳原則出向攻撃を、「成果」としていることだ。

厳しい労働条件の中にある国鉄労働者の権利を売り渡し、若年退職＝首切り出向攻撃に率先垂範していることを弾劾する。

われわれは、満五七歳原則出向攻撃を断じて許してはならない。

12.2集会

反合・運転保安確立！ 反戦・反核を担う労働運動を！